

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	備 考
R 7 単価契約久慈川緊急不動 産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所長 大野 宏之 茨城県常陸太田市木崎一町700-1	令和7年7月22日	大月不動産鑑定 茨城県水戸市五軒町 1-4-19 茨城県酒造会館	—	本業務は、久慈川緊急治水対策河川事務所が実施する河川事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第26の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)第4条に規定する「格差率の補正」、第7条に規定する「土地価格の変動率」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的とし、業務内容は、評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務の目的及び業務内容は不動産鑑定に係る専門的な技術、高度な分析力及び判断力を要するため企画競争参加者へ経験並びに分析手法等が記載された企画提案書の提出を求め、公平性・客観性・透明性が確保されている企画競争方式による入札方式を採用した。業者選定にあたっては、提出された企画提案書に記載された「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」・「鑑定評価実績」・「業務実施方針」・「取組指針」の4項目について審査を行い、企画競争委員会において左に記載する業者が総合的に最も優れた業者として順位第1位の者と特定された。以上により、当該業務を適切に遂行できる者として契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥177,100- (基準単価)	—		単価契約 予定調達総額 ¥3,084,400-
R 7 単価契約久慈川緊急不動 産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所長 大野 宏之 茨城県常陸太田市木崎一町700-1	令和7年7月22日	後藤不動産鑑定 茨城県日立市大みか 町4-18-15	—	本業務は、久慈川緊急治水対策河川事務所が実施する河川事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第26の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)第4条に規定する「格差率の補正」、第7条に規定する「土地価格の変動率」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的とし、業務内容は、評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務の目的及び業務内容は不動産鑑定に係る専門的な技術、高度な分析力及び判断力を要するため企画競争参加者へ経験並びに分析手法等が記載された企画提案書の提出を求め、公平性・客観性・透明性が確保されている企画競争方式による入札方式を採用した。業者選定にあたっては、提出された企画提案書に記載された「地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績」・「鑑定評価実績」・「業務実施方針」・「取組指針」の4項目について審査を行い、企画競争委員会において左に記載する業者が総合的に最も優れた業者に次いで順位第2位の者と特定された。以上により、当該業務を適切に遂行できる者として契約を締結するものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥177,100- (基準単価)	—		単価契約 予定調達総額 ¥3,084,400-